

消費税法税制改正事項

改正内容	適用時期
<p>1 消費税のプラットフォーム課税制度を次のとおり創設することとする。</p> <p>(1) 国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について(2)の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、特定プラットフォーム事業者がその電気通信利用役務の提供を行ったものとみなす。</p> <p>(2) 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、そのプラットフォーム事業者を介して收受するものの合計額が 50 億円を超える場合には、そのプラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定するものとする。</p> <p>(3) (2)の指定を受けるべき者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書とその納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。</p> <p>(4) 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、その特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、その特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について速やかに公表しなければならないこととし、その通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、(1)の適用対象となる国外事業者に対して、(1)が適用されることとなる旨及びその年月日を通知するものとする。</p> <p>(5) 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に(1)の対象となる金額等を記載した明細書を添付しなければならない。</p>	<p>令和 7 年 4 月 1 日以後に国内において行われる電気通信利用役務の提供について適用</p>

改正内容	適用時期
<p>2 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を廃止することとする。</p>	
<p>3 輸出品販売場制度について、次の見直しを行うこととする。</p> <p>(1) 本制度により消費税を免除する要件に、免税購入対象者が免税対象物品を輸出することにつきその免税対象物品を購入した日から90日以内に税関長の確認を受けることを加える。</p> <p>(2) (1)の確認をした税関長は、遅滞なく、その確認をした旨を記録した電磁的記録（以下「税関確認情報」という。）を国税庁長官に提供するものとし、その税関確認情報の提供を受けた国税庁長官は、遅滞なく、その税関確認情報を輸出品販売場を営業者に提供するものとする。</p> <p>(3) 免税対象物品の譲渡をした輸出品販売場を営業者が、その譲渡に係る税関確認情報を保存しない場合には、本制度を適用しない。</p> <p>(4) (1)の税関長の確認を受けた免税購入対象者は、当該確認を受けた免税対象物品を、遅滞なく、輸出しなければならないこととする。</p> <p>(5) (1)の税関長の確認を受けた免税対象物品が輸出されなかったときは、税関長は免税購入対象者から消費税の即時徴収を行う。</p> <p>(6) (5)の消費税の即時徴収に係る納税地は、(1)の税関長の確認を受けた場所とする。</p> <p>(7) 税務署長は、購入記録情報に不備又は不実の記録があることその他の事情により(1)の税関長の確認に支障があると認められる場合には、輸出品販売場に係る許可を取り消すことができることとする。</p> <p>(8) 罰則の適用対象に、正当な理由なく(4)に違反して免税対象物品を輸出しなかった場合を加える。</p>	<p>輸出品販売場を営業者が令和8年11月1日以後に行う免税対象物品の譲渡について適用 （令和7年度の税理士試験には影響しません。）</p>